

須坂市農業委員会 令和4年9月総会 議事録

- 1 招集 令和4年9月28日(水) 午後3時
- 2 開会 令和4年9月28日(水) 午後3時
- 3 閉会 令和4年9月28日(水) 午後4時7分
- 4 場所 須坂市議会第4委員会室

5 出席した農業委員 (14人)

出席した農地利用最適化推進委員 (5人)

会長	14番	神林 利彦	農業委員	6番	上原 昌雄	推進委員	15番	丸山 輝幸
会長職務代理	13番	田中 郁男	〃	7番	市村 修一	〃	18番	中村 嘉博
農業委員	1番	原 千賀子	〃	8番	斎藤 稔	〃	19番	櫻井 清一
〃	2番	松田 かよ	〃	9番	春原 博	〃	20番	竹前 清孝
〃	3番	神林 秀明	〃	10番	小林 昇	〃	21番	大澤 敏志
〃	4番	返町 惇	〃	11番	山岸 幸子	〃		
	5番	小林 郁雄		12番	神林 清治			

- 6 欠席した農業委員 なし
欠席した農地利用最適化推進委員 16番 坂田学 17番 春原等

7 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第15号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する決定について

議案第16号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第17号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

報告第10号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第11号 農地法第4条第1項第9号の規定による届出について

8 農業委員会事務局職員

事務局長 荻原一司 局長補佐兼農地係長 丸山孝幸 農地係主査 増村穰亮

9 須坂市説明員

産業振興部農林課長補佐 横田宏樹 農政係事務員 中西勇馬

10 会議の概要

事務局長 定刻になりましたので、須坂市農業委員会9月総会を開会いたします。

本日の会議につきましては、坂田推進委員、春原推進委員から欠席の連絡がありましたが、農業委員全員の出席をいただいておりますので、会議の成立をご報告いたします。

それでは、須坂市農業委員会会議規則第4条の規定により、「会長は会議の議長となり議事を整理する」となっておりますので、会長の議事進行でお願いいたします。

議長

ご苦労様です。

肌寒くなってきましたけれども、収穫の秋を迎え大変お忙しいところ、9月総会にご参集いただきありがとうございます。

また、先ほどの農振除外の事前審議会から引き続いての総会となりますが、よろ

しく願います。

それでは早速9月総会に移りたいと思います。

議長 9月提出分の3議案につきまして、慎重審議をよろしく願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

最初に、議事録署名委員の指名を行います。

須坂市農業委員会 会議規則第14条の規定により、4番返町惇委員、5番小林郁雄委員をご指名申し上げます。

議長 それでは、議案第15号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する決定について」申請件数3件を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで補足説明がございましたらお願いいたします。

議長 ないようですので、推進委員さんで何か補足説明がございますか。

議長 ないようですので、これより質疑意見に入ります。

農業委員さんで質疑意見はございませんか。

8番 No.1ですが、質問というより感想になりますが、取引価格が非常に高いという感想です。なにか理由があるのですか。答えられなければ結構です。

事務局 申請人からそこまでは聞いておりません

議長 推進委員さんで何かございますか。

ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第15号の3件について、許可と決定するに賛成の農業委員さんは挙手願います。

挙手全員であります。

よって、議案第15号の3件については許可と決定しました。

議長 次に、議案第16号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」申請件数4件を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで補足説明がございましたらお願いいたします。

推進委員さんで何か補足説明がございますか。

議長 以上で説明が終了しました。これより質疑意見に入ります。

農業委員さんで質疑意見はございませんか。

5番 No.3について、改めて説明をお願いします。

事務局 (No.3について改めて説明)

5番 譲受人が土地を購入して造成、共同事業者が建築工事を行うとの説明ですが、共同事業者とは誰ですか。

事務局 具体的な企業については把握しておりません。

5番 大体わかりました。

付随してですが、用排水の関係でスギナモという藻が生えていますが、県内では希少な種らしいのでその保護について生活環境課等に伝えていただきたい。

事務局 用排水については道路河川課で付替工事を行いますので、その旨伝えます。

12番 共同事業者の建築工事を行う仮にA社がという会社がやっぱり辞めますということはない、ということよろしいですね。

事務局 事業の性格上、それはあり得ません。

9番 今回の牽引事業計画の承認を受けているのはA社で、辞めるとなると全て白紙ということになり、担保されているということです。

12番 A社がどこかはいつわかるんですか。

事務局 地元説明会を聞いていますと秋口あたりのようです。

議長 ほかにないようでしたら、推進委員さんで何かございますか。

議長 ないようでありますので、採決いたします。

議案第 16 号の 4 件について意見可と決定するに、賛成の農業委員さんは挙手願います。

挙手全員であります。

よって、議案第 16 号の 4 件については意見可と決定しました。

議長 次に、議案第 17 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請件数 6 件を議題といたします。

最初に、議案第 16 号の No. 1 から No. 3 までの 3 件について、審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

説明員 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

13 番 No. 1 ですが、養鶏農家として新規就農するとのことで、平飼いで申請地において雑穀を栽培するとのことです。現地は現在、荒廃農地になっています。

ほかにないようでしたら、推進委員さんで何か補足説明がございますか。

議長 ないようですので、これより質疑意見に入ります。

農業委員さんで質疑意見はございませんか。

8 番 No. 1 ですが、全くの新規就農かということと、養鶏だと相当規模でなければ生活できないと思います。他に仕事をしているのか、飼料代が相当値上がりしているので採算に合わない可能性もありますが、その辺はどうでしょうか。

説明員 現在、自宅裏で 26 羽飼育して販売していますが、農地の権利取得は初めてということで、新規就農ということにしました。申請者は養鶏関連の企業に勤めていた方で経験を活かして新規参入、さらに規模拡大したいとのことです。

なお、飼料高騰という話もありますが、申請地で雑穀栽培をしてエサにするということですので、その辺については問題ないと考えます。

8 番 規模はどの位を考えていますか。

13 番 本人から聞いた話ですが、現在 26 羽ですが、当面 100 羽を目標にしているとのことです。

7 番 一番怖いのは鳥インフルエンザだと思います。対策の指導や対策方法は考えておられるのかお聞きします。

説明員 農林課では指導できませんが、飼育にあたって長野家畜保健衛生所に届け出る必要がありますので、鳥インフル発生の際はそちらから適切な指導があると思います。

議長 ほかにないようでしたら、推進委員さんで何かございますか。

議長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第 17 号の No. 1 から No. 3 までの 3 件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。

挙手全員であります。よって、議案第 17 号の No. 1 から No. 3 までの 3 件については、決定とすることに決しました。

議長 次に、議案第 17 号の No. 4 の 1 件について、審議いたします。

なお、この案件につきましては、私に関係する案件ですので、須坂市農業委員会会議規則第 11 条の規定により退席、議長を田中会長代理に交替します。

(議長交替)

議長 それでは事務局の説明をお願いします。

説明員 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

ないようですので、推進委員さんで何か補足説明がございますか。

議長 以上で説明が終わりました。これより質疑意見に入ります。

農業委員さんで質疑意見はございませんか。

議長 ないようですので、推進委員さんで何かございますか。

ないようですので、採決いたします。

議案第 17 号の No. 4 の 1 件について、決定とするに賛成の 農業委員さんは挙手願います。

挙手全員であります。よって、議案第 17 号のNo.4 の 1 件については、決定とすることに決しました。

それでは、神林会長の着席を認め、議長を交替します。

(議長交替)

議長 次に、議案第 17 号のNo.5 の 1 件について、審議いたします。
議長 事務局の説明をお願いします。

(議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで補足説明がございましたらお願いいたします。
ないようですので、推進委員さんで何か補足説明がございますか。

議長 以上で説明が終了しました。これより質疑意見に入ります。

農業委員さんで質疑意見はございませんか。

8 番 譲受人はご高齢ですが、後継者等がいるのかどうか。

現地は柿畑ですが、ブドウに改植するのにかについてお答えください。

説明員 お孫さんが就農するとのことで、ブドウ栽培をするとのことです。

議長 ほかにないようですので、推進委員さんで何かございますか。

ないようですので、採決いたします。

議案第 17 号のNo.5 の 1 件について、決定とするに賛成の 農業委員さんは挙手
願います。

挙手全員であります。よって、議案第 17 号のNo.5 の 1 件については、決定とすることに決しました。

議長 次に、議案第 17 号のNo.6 の 1 件について、審議いたします。

なお、この案件につきましては、須坂市農業委員会会議規則第 11 条の規定により 21 番大澤推進委員の退席をお願いします。

議長 それでは事務局の説明をお願いします。

説明員 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで補足説明がございましたらお願いいたします。
ないようですので、推進委員さんで何か補足説明がございますか。

議長 以上で説明が終了しました。これより質疑意見に入ります。

農業委員さんで質疑意見はございませんか。

議長 ないようですので、推進委員さんで何かございますか。

ないようですので、採決いたします。

議長 議案第 17 号のNo.4 の 1 件について、決定とするに賛成の 農業委員さんは挙手
願います。

議長 挙手全員であります。よって、議案第 17 号のNo.4 の 1 件については、決定とすることに決しました。

それでは、大澤推進委員の着席を認めます。

議長 以上で審議案件は終了いたしました。

次に、報告に移ります。

報告第 10 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」報告件数 1 件、報告第 11 号「農地法第 4 条第 1 項第 9 号の規定による届出について」報告件数 2 件について事務局の説明をお願いします。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 この件について、ご質問はございませんか。

ないようですので、以上で報告を終わります。

これをもちまして、9 月総会を閉会といたします。ご苦労様でした。